

質問書に対する回答④

（件名）横浜横須賀道路 釜利谷第二高架橋耐震補強設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 P.3	・「現地踏査」につきまして、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に基づき、P.8-8-13に示す「2-6 現地踏査」より、1回あたりの編成（主任技師：1.5人、技師A：1.5人、技師B：1.5人）を適用しているという認識でよろしいでしょうか。	「調査等積算基準（R6.7）」P.8-8-9に示す「2-5 現地踏査」より、以下の編成を想定しています。 主任技師：1.5人日、技師A：1.5人日、技師B：1.5人日
2	金抜設計書 P.3	・「橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計」につきまして、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に基づき、P.8-8-3に示す「2-2-1 橋脚耐震補強設計」より、特記仕様書に示した形式（壁式橋脚）から「2-2-1 橋脚耐震補強設計」の標準歩掛（柱（壁）式橋脚（張出有））を適用しているという認識でよろしいでしょうか。	「調査等積算基準（R6.7）」に基づき、壁式橋脚（張出有）については、柱式橋脚（張出有）の歩掛適用を想定しています。
3	金抜設計書 P.3	・番号2での認識の場合、「橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計 A 1」は、特記仕様書より、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に示すとおり、補正係数として、B（基準長による補正：1.1）、C（設計の複雑化による補正：なし）、R（類似構造物による補正：類似区分A）として算出するという認識でよろしいでしょうか。	設計条件については、特記仕様書2-6-1に示すとおりお考えください。
4	金抜設計書 P.3	・同様に、「橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計 A 2」は、特記仕様書より、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に示すとおり、補正係数として、B（基準長による補正：0.9）、C（設計の複雑化による補正：なし）、R（類似構造物による補正：類似区分A）として算出するという認識でよろしいでしょうか。	設計条件については、特記仕様書2-6-1に示すとおりお考えください。
5	金抜設計書 P.3	・同様に、「橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計 D 1」は、特記仕様書より、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に示すとおり、補正係数として、B（基準長による補正：1.1）、C（設計の複雑化による補正：なし）、R（類似構造物による補正：類似区分D）として算出するという認識でよろしいでしょうか。	設計条件については、特記仕様書2-6-1に示すとおりお考えください。
6	金抜設計書 P.3	・同様に、「橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計 D 2」は、特記仕様書より、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に示すとおり、補正係数として、B（基準長による補正：0.9）、C（設計の複雑化による補正：なし）、R（類似構造物による補正：類似区分D）として算出するという認識でよろしいでしょうか。	設計条件については、特記仕様書2-6-1に示すとおりお考えください。
7	金抜設計書 P.3	・「橋梁耐震補強設計 施工計画」につきまして、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に基づき、P.8-8-3に示す「2-2-5 施工計画」より算出しているという認識でよろしいでしょうか。また、特記仕様書に示した地形（急峻山地区）、複雑さ（複雑）から「2-2-5 施工計画」の地形条件による補正（急峻山地区：+0.2）、計画の複雑化による補正（複雑：+0.5）を適用しているという認識でよろしいでしょうか。	「調査等積算基準（R6.7）」に基づき、P.8-8-5に示す「2-2-5 施工計画」の歩掛適用を想定しています。 設計条件については、特記仕様書2-8に示すとおりお考えください。

8	特記仕様書 2-7 橋梁耐震補強設計 耐震補強動的解析	・積算上、対象橋梁（釜利谷第二高架橋）について、特記仕様書「2-1 2 補足事項」に記載がありましたが、上下線ともに「制震橋以外の橋梁の場合」として想定されておりますでしょうか。	上下線ともに「制震橋以外の橋梁」を想定しています。
9	特記仕様書 2-9 橋梁耐震補強設計 設計打合せ	・設計打合せについては、「打合せ回数は業務内容確認検査及び発注図書WGを含め、6回とする。」とあるため、当初1回、中間4回、最終1回という認識でよろしいでしょうか。または、「そのうち1回は発注者、受注者合同の現地踏査を行うものとする。」ということで、当初は計上せず、当初計上なし、中間4回、最終1回という認識でよろしいでしょうか。	以下の打合せ回数を想定しています。 ・合同現地踏査：1回 ・中間打合せ：1回 ・発注図書WG：2回 ・業務内容確認検査：1回 ・完了検査：1回
10	特記仕様書 2-10-2 交通費・日当・宿泊費	・交通費・日当・宿泊費については、現地踏査および設計打合せにかかる経費を計上されているという認識でよろしいでしょうか。	現地踏査および設計打合せにかかる費用を想定しています。
11	特記仕様書 2-10-2 交通費・日当・宿泊費	・現地踏査および設計打合せの交通費について、計上される場合、移動手段は公共交通機関、連絡車（ライトバン）のうち、どちらによるものと考えればよろしいでしょうか。その際の日数については、12日を計上されているという認識でよろしいでしょうか。	移動手段は公共交通機関を想定しています。 日数については、以下の日数を想定しています。 ・現地踏査・合同現地踏査：各1日 ・設計打合せ（完了検査を除く）：各1日
12	特記仕様書 2-10-2 交通費・日当・宿泊費	・積算上の基地については、東京都都庁（～東日本高速道路株式会社 関東支社）を所在地とされておりますでしょうか。また、連絡車（ライトバン）の場合、移動時間（片道〇分）、移動距離（片道〇km）をご教示いただけますでしょうか。	積算上の基地については以下を想定しています。 ・現地踏査・合同現地踏査：東京都庁～金沢文庫（現場最寄り） ・設計打合せ：東京都庁～大宮（関東支社）
13	特記仕様書 2-10-1 電算機使用料	・「橋梁耐震補強設計 電算機使用料（耐震補強動的解析）」につきまして、「調査等積算基準書（令和5年度版）」に基づき、P.5-76に示す「5-7-7 直接経費」より、「橋梁耐震補強設計 耐震補強動的解析 A 1」、「橋梁耐震補強設計 耐震補強動的解析 A 2」の標準歩掛の45%を計上するという認識でよろしいでしょうか。	弊社の土木工事等単価ファイル掲載単価の適用を想定しています。